

意見案第 1 号

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 富良野市議会議員 大 栗 民 江 ⑩

賛成者 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 萩 原 弘 之 ⑩

同 同 今 利 一 ⑩

同 同 黒 岩 岳 雄 ⑩

同 同 天 日 公 子 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、国土交通大臣

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

バリアフリー新法の施行から 10 年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっている。

政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めている。

こうした状況を踏まえ、政府においては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 19 日

富良野市議会